

工 事 成 績 採 点 表 (水道工事)

上水用工事番号																												
工事番号	工事名																				契約金額							
受注者名															工期	～						完成年月日						
審査項目	細別	主任監督員					総括監督員					検査員(出来形部分・中間・部分完成)					検査員(出来形部分・中間・部分完成)					検査員(完成)						
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名						
		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																						
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																						
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15															
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15															
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																						
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4	0	-12.5	-25	
	III. 出来ばえ													+5	+2.5	0	-5			+5	+2.5	0	-5					
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2																											
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3																											
6. 社会性等	I. 地域への貢献度 ※4						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																	
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点											
評定点(65±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点											
評定点計		⑤ _____ 点 ○既済部分(出来形部分・中間・部分完成)検査があった場合:(① _____ 点×0.4+② _____ 点×0.2+③ _____ 点×0.2+④ _____ 点×0.2)= _____ 点 ※但し、③(出来形部分・中間・部分完成)検査が2回以上の場合は平均値 ○既済部分(出来形部分・中間・部分完成)検査がなかった場合:(① _____ 点×0.4+② _____ 点×0.2+④ _____ 点×0.4)= _____ 点																										
7. 法令遵守等 ※7		点																										
評定点合計 ※8		⑦ 点					7. 評定点計⑤(_____ 点) - 8. 法令遵守等⑥(_____ 点) = _____ 点																					
8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認 ※9	履行 不履行 対象外 (主任監督員) (総括監督員) (検査員) (検査員) (検査員)																										
所 見 ※5																												

※1 65点 + 1.~3.の評定(加減点合計) + 4.~6.の評定(加減点合計) = 評定点
 各評定点(①~④)は少数第1位まで記入する。
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
 評価に際しては、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
 ※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
 ※4 4., 5., 6.は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
 ※5 所見は、80点以上または、65点未満を評定した場合には必ず記載する。
 ※6 各審査項目ごとの採点は、審査項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任監督員、総括監督員が行う。
 ※7 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。
 ※8 評定合計は、少数第1位とする。
 ※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。
 ※10 熊本市上下水道局工事技術検査要領において準用する熊本市工事技術検査要領第7条に定める監督員、主査をそれぞれ主任監督員、総括監督員に読み替える。

別記様式第2

水道工事 R4-2版 R4.6.1～

細目別評定点採点表

項目	細別	①主任監督員	②総括監督員	③検査員 (出来形部分・中間・部分完成)	③検査員 (出来形部分・中間・部分完成)	④検査員(完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点					点 3.3点	
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 点					点 4.1点	
2. 施行状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	点 13.0点	
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.2 = 点				点 8.1点	
	III. 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.3 = 点				点 8.8点	
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点					点 3.7点	
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	点 14.9点	
	II. 品質	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	点 17.4点	
	III. 出来ばえ			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	点 8.5点	
4. 工事特性	I. 施工条件等への 対応		(0.0) × 0.2 + 3.3 = 点				点 7.3点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 点					点 5.7点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献度		() × 0.2 + 3.2 = 点				点 5.2点	
7. 法令遵守等			() × 1.0 = 点				点	
							評定点合計	100点
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認		履行 不履行 対象外					

※既済部分(出来形部分・中間・部分完成)検査があった場合(①+②+③×0.5+④×0.5)=細目別評定点(出来形部分、中間等が2回以上の場合は③を平均する)

既済部分(出来形部分・中間・部分完成)検査がなかった場合(①+②+④)=細目別評定点

※得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する

(主任監督員)

審査項目	細 別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
I. 施工体制	I. 施工体制一般	<p>「評価対象項目」</p> <p>削除項目(該当がない場合)</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックで、施工体制一般について指示事項が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工計画書を工事着手前に提出している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 品質証明員(社内検査員など)が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって確認して、品質証明に係る体制が有効に機能している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 元請が下請けの作業成果を検査している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工体制台帳と現場と一致している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工場製作期間における技術者を適切に配置している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 機械設備、電気設備について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。</p> <p>(上記+港湾工事・工事規模に応じた人員、船舶・機械配置の施工となっている。)</p> <p>その他 理由:()</p>			<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
	<p>「判断基準」</p> <p>該当項目が90%以上……………a</p> <p>該当項目が80%以上～90%未満…b</p> <p>該当項目が80%未満……………c</p>		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値()=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p>			
II. 配置技術者 (現場代理人等)		<p>「評価対象項目」</p> <p>削除項目(該当がない場合)</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」チェックで、配置技術者について指示事項が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。</p> <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 現場代理人が、工事全体の把握ができています。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 設計図書と現場との相違があった場合には、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 監督員への報告を適時及び的確に行っている。</p> <p>【監理(主任)技術者を評価する項目】</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質条件等)への対応を図っている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 港湾工事等潜水作業従事者を適正に配置している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 港湾工事等海上起重作業船団長を適正に配置している。</p> <p>その他 理由:()</p>			<p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
	<p>「判断基準」</p> <p>該当項目が90%以上……………a</p> <p>該当項目が80%以上～90%未満…b</p> <p>該当項目が80%未満……………c</p>		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値()=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p>			

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		<p>「評価対象項目」</p> <p>削除項目(該当がない場合)</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 現場条件の変化に対して、適切に対応している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう保管管理されている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 現場内の整理整頓が日常的になされている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 工事打合せ簿を、不足無く整理している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 (上記+港湾工事:廃棄物の減量化の取り組みがなされている。)</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> (上記+港湾工事:現場に適応した作業船、機械が配置されている。)</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> その他 理由:()</p>			<p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		<p>「判断基準」</p> <p>該当項目が90%以上……………a</p> <p>該当項目が80%以上～90%未満…b</p> <p>該当項目が80%未満……………c</p>	<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値()=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p>			
	II. 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		<p>「評価対象項目」</p> <p>削除項目(該当がない場合)</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックで、工程管理について指示事項が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 休日の確保を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> (上記+港湾工事:作業船、機械、労務の適切な配置により工程の遅れを発生させることなく工事を完成させた。)</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> (上記+港湾工事:気象海象予報情報を入力し、作業実施日の判断をしていた。)</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> (上記+港湾工事:主作業時には、短期間のタイムスケジュールを作成し、適切な管理が行われている。「ケーソン据付、コンクリート打設、回航など」)</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> (上記+港湾工事:航路や漁業区域に隣接し、船舶の入出港や操業時期の規制など、各種制約への対応が適切で大きな工程の遅れがなかった。)</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> (上記+港湾工事:関連工事等と積極的に調整を行った。)</p> <p><input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> その他 理由:()</p>			<p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		<p>「判断基準」</p> <p>該当項目が90%以上……………a</p> <p>該当項目が80%以上～90%未満…b</p> <p>該当項目が80%未満……………c</p>	<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値()=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p>			

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
III.安全対策		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		<p>「評価対象項目」</p> <p>削除項目(該当がない場合)</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 過積載防止に取り組んでいる記録がある。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。</p> <p>(上記+港湾工事:緊急時の体制及び対応と連絡体制が確立されている。)</p> <p>(上記+港湾工事:作業限界条件を設定し、気象海象状況を把握し、適切に安全に作業を実施している。)</p> <p>(上記+港湾工事:現場条件に対応した安全対策を施している。)</p> <p>(上記+港湾工事:海洋環境等に配慮し、公衆災害等への対策を施している。)</p> <p>(上記+港湾工事:台風接近などにおける防災への対応が適切に行われていた。)</p> <p>(上記+港湾工事:地震、津波時の避難場所、経路、誘導体制が確立されている。)</p> <p>その他 理由:()</p>			<p><input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		<p>「判断基準」</p> <p>該当項目が90%以上.....a</p> <p>該当項目が80%以上~90%未満...b</p> <p>該当項目が80%未満.....c</p>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値()=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p> </div>	
IV.対外関係		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		<p>「評価対象項目」</p> <p>削除項目(該当がない場合)</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストで、対外関係について指示事項が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 関係官公庁等々と調整を行い、トラブルの発生が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対し適切な対応を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。</p> <p>その他 理由:()</p>			<p><input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		<p>「判断基準」</p> <p>該当項目が90%以上.....a</p> <p>該当項目が80%以上~90%未満...b</p> <p>該当項目が80%未満.....c</p>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値()=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p> </div>	

調査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形		<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>② 出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状及び寸法をいう。</p> <p>③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。</p> <p>④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p> </div>				

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質		<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		※ばらつき判断は別紙-4参照。 ① 品質の評価は、工事全般を通じて評価するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする				
	管布設(替)工事 ※上記によらず当該欄で評価	a 品質管理が適切である	b 品質管理がほぼ適切である	c 他の項目に該当しない	d 品質管理がやや不備である	e 品質管理が不備である
		「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 削除項目(該当がない場合) <input type="checkbox"/> 材料の品質及び形状が設計図書等に適合する証明書が整備されている。 <input type="checkbox"/> 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 <input type="checkbox"/> 管布設及び給水切替工において、有資格者の作業が確認できる。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の写真記録が適切である。 <input type="checkbox"/> 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。 <input type="checkbox"/> 必要以上に余掘を行わないことで土砂処分量の縮減に努めた。 <input type="checkbox"/> 掘削深度、土被り及び離れ等が適切に管理されている。 <input type="checkbox"/> 埋戻しに際して、管体周囲のつき込みが適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 仮復旧、仮設の施工が適切で周囲への影響がみられない。 <input type="checkbox"/> 管の布設及び据付に際し、管、弁体の取扱いが適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 管内の塵芥処理が適切であることが確認できる。 「判断基準」 該当項目が90%以上……………a 該当項目が80%以上～90%未満……………b 該当項目が80%未満……………c		<input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。 上記項目に該当あれば…d	<input type="checkbox"/> 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記項目に該当あれば…e	
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする				

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	維持・修繕工事 緊急を要す工事 ※上記によらず当該欄で評価	a 品質管理が適切である	b 品質管理がほぼ適切である	c 他の項目に該当しない	d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	e 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 削除項目(該当がない場合) <input type="checkbox"/> 緊急対応の工事であるが、維持管理に配慮した品質を確保している。 <input type="checkbox"/> 各種管継手がチェックシートにより正確に測定管理され、尚且つ全継手の施工写真が整っている。 <input type="checkbox"/> 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 <input type="checkbox"/> 理由: <input type="checkbox"/> 理由: <input type="checkbox"/> 理由: <input type="checkbox"/> 理由:				
		※該当項目が6項目以上…a ※該当項目が4項目以上…b ※該当項目が3項目以下…c	注)記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。			

考査項目	細 別	工 夫 事 項
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 照明などの視界の確保に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 <input type="checkbox"/> ICT活用対象工事全てで全ての施工プロセスにおいてICT活用]または「情報化施工」を取り入れた工事。 ■施工プロセスとは、「①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建機による施工、④3次元出来形管理、⑤3次元データの納品」の5つのプロセスのこと。 ※本項目は2点の加点とする。 ※情報化施工:ICT活用対象工事以外で、5つのプロセス若しくは一部のプロセスを活用した工事 <input type="checkbox"/> ICT活用対象工事で、一部の施工プロセスにおいてICT活用した工事、特殊な工法や材料を用いた工事。(一部活用のパターン(組み合わせ)は、ICT活用工事試行要領を参照) <input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 <p>【新技術活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち試行技術を活用し、活用効果調査表を提出している。 ※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち活用した試行技術が「少実績優良技術」である場合又は発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上であった場合。 ※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> NETIS評価情報技術のうち「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。 ※本項目は4点の加点とする。 <input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術を活用した結果、発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。 ※本項目は4点の加点とする。 <p>※新技術の活用に関する上記4項目での加点は最大4点とする。</p> <p>【品質】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 <input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫。 <p>【安全衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) <input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 環境保全に関する工夫。
	<p>記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)</p>	<p>【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載</p> <p>評点: 点</p>
<p>※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点点評価する。 ※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2、4点で評価し、最大7点の加点点評価とする。 ※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。 ※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。</p>		

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

【記入方法】該当する項目の□にレマークを記入する

(総括監督員)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2.施工状況	II.工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	4週8休(現場閉所率28.5%)以上は、原則a評価とする。異なる場合は、上記評価結果に「a」(全角小文字)を手入力する。	<p>「評価対象項目」</p> <p><input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 理由:()</p> <p>「判断基準」</p> <p>該当項目が3項目以上…………… a</p> <p>該当項目が1項目…………… b</p> <p><input type="checkbox"/> 該当項目がなし…………… c</p>				
	III.安全対策	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		<p>「評価対象項目」</p> <p><input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 理由:()</p> <p>「判断基準」</p> <p>該当項目が3項目以上…………… a</p> <p>該当項目が1項目…………… b</p> <p><input type="checkbox"/> 該当項目がなし…………… c</p>				

別紙-2②-2

(総括監督員)

考查項目	細 別	対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	<p>III 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 12.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 <input type="checkbox"/> 13.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 <input type="checkbox"/> 14.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 <input type="checkbox"/> 15.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 <input type="checkbox"/> 16.狭隘な泊地・航路内など航行船舶に配慮しなければならない工事(港湾) <input type="checkbox"/> 17.その他 <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f7fa; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">理由: </div> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p> <p>IV 長期工事における安全確保への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 18. 工期が12ヶ月を超える工事で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 <input type="checkbox"/> 19.その他 () <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p>	<p>(12.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 <p>(13.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上、海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 <p>(14.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 <p>(15.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 <p>(16.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潮流が早い又は潮位差が大きい海域のため、施工工程及び作業時間の制約や刻々と変化する状況を克服する技術を要する工事。(港湾) <p>(17.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
	評 価	評 点: 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 主任監督職員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない

※3. 評価にあたっては、主任監督員等の意見も参考に評価する。

別紙-2③

(総括監督員)

審査項目	細 別	a	a'	b	b'	c
6.社会性等	I 地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の項目に該当しない
		「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> 上下水道局発注の突発的及び緊急的な工事において、積極的な協力を行った。 <input type="checkbox"/> 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 <input type="checkbox"/> 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 <input type="checkbox"/> その他 理由:()				「判断基準」 該当項目が4項目以上.....a 該当項目が3項目.....a' 該当項目が2項目.....b 該当項目が1項目.....b' <input type="checkbox"/> 該当項目がなし.....c
7.法令遵守等		法令遵守等の該当項目一覧表				
		措 置 内 容		点 数		
		<input type="checkbox"/> 1.指名停止3ヶ月以上		-20 点		
		<input type="checkbox"/> 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満		-15 点		
		<input type="checkbox"/> 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満		-13 点		
		<input type="checkbox"/> 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満		-10 点		
		<input type="checkbox"/> 5.文書注意(死亡事故)または文書警告		-8 点		
		<input type="checkbox"/> 6.文書注意(重症・重大事故等)		-5 点		
		<input type="checkbox"/> 7.文書注意(軽傷事故等)		-3 点		
		<input type="checkbox"/> 8.その他 理由:		点		
		<input type="checkbox"/> 9.項目該当なし				
		① 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。				
		【上記で評価する場合の適応事例】 1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした 15.熊本市上下水道局工事検査要綱において準用する熊本市工事検査規程第15条により粗雑工事を手直した場合 16.約款第42条による瑕疵の修補又は損害賠償の請求が行われた場合 17.約款第7条の2に違反し、社会保険等未加入業者を下請けとした場合。ただし、同約款第7条の2第2項に該当するものを除く。				

別紙-3①

考查項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する

(検査員)

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
1. 基本的な技術力と成果	I 施工管理状況	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
施工状況		<p>「評価対象項目」</p> <p>削除項目(該当がない場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 熊本市公共工事請負契約約款第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 品質証明体制が確立され、品質証明員(社内検査員など)による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 理由: []</p> <p>「判断基準」</p> <p>該当項目が90%以上…………… a</p> <p>該当項目が80%以上～90%未満 …… b</p> <p>該当項目が80%未満 ……………… c</p>			<p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値()=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p>				

別紙-3②

(検査員)

考查項目		a	a'	b	b'	c	d	e
1. 基本的な技術力と成果	I. 出来形管理	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以下で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以下で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以下で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以下で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が補修指示を行った。
施工管理	<p>コンクリート構造物工事</p> <p>舗装工事</p> <p>基礎工事(地盤改良等を含む)</p> <p>維持修繕工事</p> <p>塗装工事</p> <p>防護柵工事</p> <p>標識工事</p> <p>下水管きょ工事</p> <p>管布設(替)工事</p> <p>管製作及び現場接合工事</p> <p>管更生工事</p>	<p>「評価対象項目」</p> <p>削除項目(該当がない場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 社内の管理基準を設定し、適切に管理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 出来形測定において不可視部分の出来形が写真管理基準に基づき撮影された写真により確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 写真管理基準の管理項目を満足し、わかりやすくまとめている。</p> <p><input type="checkbox"/> 出来形管理基準が定められていない工程について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 理由: []</p>			<p>ばらつきの評価</p> <p><input type="checkbox"/> ばらつきが50%以下</p> <p><input type="checkbox"/> ばらつきが80%以下</p> <p><input type="checkbox"/> 規格値を満足し、a～b'に該当しない。</p>	<p>① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。</p> <p>③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。</p> <p>④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p>		
		※ ばらつきの判断は別紙-4参照。						

水道工事 R4-2版 R4.6.1～
(検査員)

別紙-3④

検査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	水道管工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																											
	開削工事	「評価対象項目」 削除項目(該当がない場合) <input type="checkbox"/> 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 <input type="checkbox"/> 使用材料の品質規格証明書が整備されている。 <input type="checkbox"/> 使用材料の品質に影響が無いよう使用材料を保管していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 購入材料等について写真管理がなされ、監督職員による立会検査が行われ記録が確認できる。 <input type="checkbox"/> 規格の上位の材料を使用する等品質の向上に努めた。 <input type="checkbox"/> コンクリート配合等について規格値、基準値を満たしている。 <input type="checkbox"/> アスファルト合材の骨材の粒度範囲、アスファルト量、密度等及び舗設時の温度管理が基準に適合していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 埋戻しに際して、管体周囲のつき込み及び各層の転圧が適切(仕様書とおり)であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 竣工図面は十分な精度を有しており試掘等で得た、他の埋設物情報を正確に図面に転記している。 <input type="checkbox"/> 管の布設及び据付に際し、管及び弁体の取扱いが適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 管内の塵芥処理が適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 管のつき込み、据付けに際し、常に十分な注意を払っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。 <input type="checkbox"/> 管理写真等の撮り忘れ、編集ミス、不正等がない。 その他()					ばらつきの評価 <input type="checkbox"/> ばらつきが50%以下 <input type="checkbox"/> ばらつきが80%以下 <input type="checkbox"/> ばらつきが80%を超える <input type="checkbox"/> ばらつきで判断不可能	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()=()評価)対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする																												
		●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>								ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超える																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																				
	水道管工事	a	a'	b	b'	c	d	e																												
	推進工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																											
		「評価対象項目」 削除項目(該当がない場合) <input type="checkbox"/> 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 <input type="checkbox"/> 使用材料の品質規定証明書が整備されている。 <input type="checkbox"/> 管推進に伴う周辺地盤への影響がみられない。(地盤面、基礎面に不陸が生じていない) <input type="checkbox"/> 立坑の復旧が適切に施工され、路面の沈下、不陸がない。 <input type="checkbox"/> 薬液注入に伴う管理が適切で、観測井も適切に復旧されている。 <input type="checkbox"/> 管内の塵芥処理が適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。					ばらつきの評価 <input type="checkbox"/> ばらつきが50%以下 <input type="checkbox"/> ばらつきが80%以下 <input type="checkbox"/> ばらつきが80%を超える <input type="checkbox"/> ばらつきで判断不可能	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする																												
		●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>								ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%を超える																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																		

別紙-3⑤

							(検査員)																															
審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	水道管工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
	溶接工事																																					
		「評価対象項目」 削除項目(該当がない場合)																																				
		<input type="checkbox"/> 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 <input type="checkbox"/> 溶接について必要な継手性能を満足するよう、必要事項を記載した施工計画書に基づき施工してあることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 溶接作業について、作業員の経歴と資格証が確認できる。 <input type="checkbox"/> 材料の品質規定証明書が整備されている。 <input type="checkbox"/> 管材の保管管理が適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 気象条件を考慮した施工が確認できる。 <input type="checkbox"/> 溶接部の目違い、ルートギャップ等の管理(チェックシート等)を行い施工されている。 <input type="checkbox"/> 溶接施工の試験及び検査が所定どおり実施されており判定基準を満足している。																																				
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ばらつきの評価 <input type="checkbox"/> ばらつきが50%以下 <input type="checkbox"/> ばらつきが80%以下 <input type="checkbox"/> ばらつきが80%を超える <input type="checkbox"/> ばらつきで判断不可能 </div>																																				
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする </div>																																				
		●判断基準																																				
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>									ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	
	水道管工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
	塗装工事																																					
		「評価対象項目」 削除項目(該当がない場合)																																				
		<input type="checkbox"/> 塗装に関する品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しバラツキがない。 <input type="checkbox"/> ケレンが入念に実施されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗り残し、気泡、むら、たれ、刷毛目等の欠損がない。 <input type="checkbox"/> 施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理・記録されている。 <input type="checkbox"/> 塗料を使用前に攪拌し、容器底部に顔料沈殿がしていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。(重ね塗りの場合も含む) <input type="checkbox"/> 塗膜に有害な付着物が無い。 <input type="checkbox"/> 塗料の空缶管理が、写真等で確実に確認できる。																																				
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ばらつきの評価 <input type="checkbox"/> ばらつきが50%以下 <input type="checkbox"/> ばらつきが80%以下 <input type="checkbox"/> ばらつきが80%を超える <input type="checkbox"/> ばらつきで判断不可能 </div>																																				
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする </div>																																				
		●判断基準																																				
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>									ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙-3⑥

調査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	水道管工事 (配水管布設(替)工事、給水管工事、配水管補修等工事)	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 占用位置、土被りが設計図書に基づき施工され、良好である。 <input type="checkbox"/> 弁栓の位置が工事標準仕様書に適合し、良好である。 <input type="checkbox"/> 接合箇所は正確に接合され、良好である。 <input type="checkbox"/> 公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が良い。 <input type="checkbox"/> 路面復旧は仕上がり、すり合わせ等きめ細かく施工され、良好である。 <input type="checkbox"/> 現場周辺の片付けも配慮され、良好である。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観がよい。	●判断基準 該当6項目以上………… a 該当5項目…………… b 該当3～4項目…………… c 該当2項目以下…………… d		
	水道管工事	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 関連工事との調整がなされ全体的に調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> 弁栓の位置が工事標準仕様書に適合し、良好である。 <input type="checkbox"/> 接合箇所は正確に接合され、良好である。 <input type="checkbox"/> 現場周辺の片付けも配慮され、良好である。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観がよい。	●判断基準 該当4項目以上…………… a 該当3項目…………… b 該当2項目…………… c 該当1項目以下…………… d		
	水道管工事 (水道管添架工事、独立橋)	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 添架位置、支持金具等の設置が設計図書に基づき施工され、良好である。 <input type="checkbox"/> 弁栓の位置が工事標準仕様書に適合し、良好である。 <input type="checkbox"/> 接合箇所は正確に接合され、良好である。 <input type="checkbox"/> 構造物へ影響を与えるクラック等がない。 <input type="checkbox"/> 公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が良い。 <input type="checkbox"/> 関連工事との調整がなされ全体的に調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> 既設構造物とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> 補修等の痕跡がない。 <input type="checkbox"/> 弁及び栓(カバーを含む)の傾き、ガタツキがなく構造物の通りがよい。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観がよい。	●判断基準 該当9項目以上…………… a 該当7～8項目…………… b 該当5～6項目…………… c 該当4項目以下…………… d		
	水道管工事 (弁栓室等設置・調整工事)	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 弁、栓鉄蓋の位置が工事標準仕様書に適合し、良好である。 <input type="checkbox"/> 関連工事との調整がなされ全体的に調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> 路面復旧は仕上がり、すり合わせ等きめ細かく施工され、良好である。 <input type="checkbox"/> 弁、栓及び鉄蓋の傾き、ガタツキがなく弁、栓室の内部及び施工箇所が清掃されている。 <input type="checkbox"/> 公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が良い。 <input type="checkbox"/> 現場周辺の片付けも配慮され、良好である。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観がよい。	●判断基準 該当6項目以上…………… a 該当5項目…………… b 該当3～4項目…………… c 該当2項目以下…………… d		

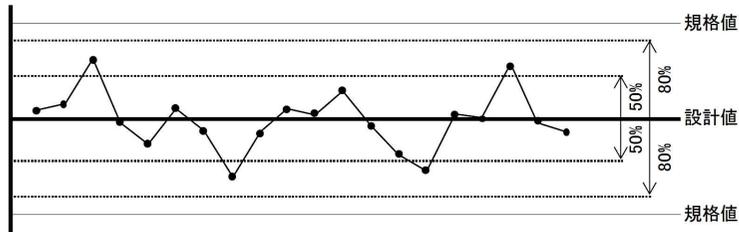
別紙-4

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

[管理図の場合]

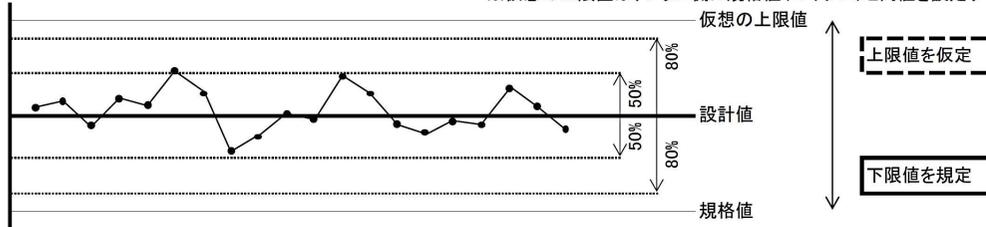
(上・下限値がある場合)

①ばらつきが50%以下と判断される例

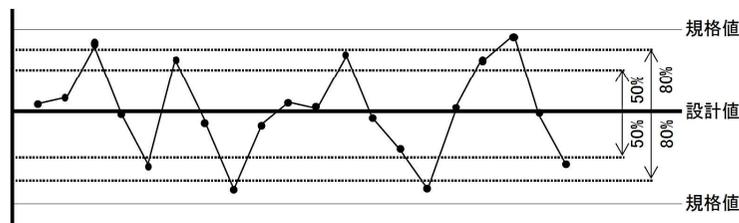


(下限値のみの場合)

※出来形管理のみに適用。
※仮想の上限値は、プラス側に規格値(マイナス)と同値を設定する。

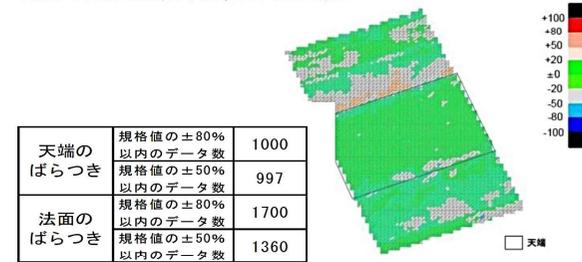


②ばらつきが80%以下と判断される例



③ICT活用工事の例

出来形合否判定総括表の分布図や計測点の個数によりばらつきを判断
ばらつきが50%以下と判断できる例



	測点数が10点以上	測点数が9点以下
(A) 規格値の50%に測定数の8割以上が収まっている	バラつきが50%以内	バラつきが80%以内
(B) 規格値の80%に測定数の8割以上が収まっている	バラつきが80%以内	バラつきが80%を超える
(A)、(B)に該当しない	バラつきが80%を超える	バラつきが80%を超える

バラつき判定表

※バラつきは測点数も加味し判断する。(バラつき判定表参照)
※バラツキで判断できる項目が無い場合は、「バラツキで判断不可能」にチェック
※ICT活用工事の場合は、測点数が10点以上として取り扱う。

2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1)主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2)コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3)上記の場合の評定の工種は、「上記以外の工事又は合併工事」欄を活用する。

3. その他

- ・施工プロセスチェックリストを活用して、評定を行う。
- ・創意工夫、社会性等は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。